



主な障がい者・難病患者在宅福祉サービス一覧

新得町で利用できる主なサービスを紹介します。



INFORMATION

	事業名（事業内容）	対象者（関係分抜粋）	費用	備考
安否等確認	緊急通報システム設置事業 〔端末機を貸与し、急病、災害時の救援体制整備及び月1回安否の確認をします。〕	重度障害（身体・知的・精神）の単身世帯及び重度障害の者のみの世帯並びに75歳以上の者と重度障害の者のみの世帯であって機器を必要とする世帯等	端末機設置時 5,000円	電話回線料利用料等本人負担となります。
	配食サービス事業 〔居宅に定期的にお弁当を配達します。 （週2回 月曜・木曜日）〕	老衰、傷病等により調理が困難な重度障害（身体・知的・精神）の単身世帯及び重度障害の者のみの世帯並びに75歳以上の者と重度障害の者のみの世帯	1回 400円	減塩、きざみ食等個別に調理内容を変更できます。
在宅生活支援	布団乾燥サービス事業 〔布団乾燥車で月1回居宅を訪問し布団を乾燥します。〕	布団乾燥が困難な重度障害（身体・知的・精神）の単身世帯及び重度障害の者のみの世帯並びに75歳以上の者と重度障害の者のみの世帯	1回 200円	羽毛布団の乾燥はできません。
	除雪サービス事業 〔降雪20cm程度のとき、玄関先から道路まで、必要最低限の範囲を除雪します。〕	町内に除雪可能な子が居住していない重度障害（身体・知的・精神）の単身世帯及び重度障害の者のみの世帯並びに75歳以上の者と重度障害の者のみの世帯	無料	町民税課税世帯は対象外となります。
	自助具給付事業 〔在宅で寝たきりの障がい者に、日常生活動作を補う道具を給付します。〕	重度身体障がい者 【給付種目】 読書スタンド、ページめくりなど11種目	公費負担以外は自己負担	所得税課税世帯は対象外となります。
介護者支援	日中一時支援事業 〔日中、一時的に障がい児の見守り、一時預かりを行います。〕	日中、一時的に見守り、預かり等の支援が必要な障がい児	1回 406円～ （4時間未満の場合）	
	障がい者短期入所事業 〔一時的に町内の福祉施設に入所して日常生活上の支援をします。 （1月7日間まで）〕	障がい福祉サービスを利用していない障がい者で、介護を行う者が疾病・冠婚葬祭等の理由により介護を行えない世帯	1日 1,220円	食費、居住費等は実費負担となります。
	外出支援サービス事業 〔医療機関への入退院、福祉施設への入退所時の送迎をします。〕	在宅の重度身体障がい者であって一般の交通機関を利用することが困難な者等	無料	送迎は、町内のみ利用となります。
移動支援	身体障害者自動車運転免許取得費・改造費補助 〔身体障がい者が自動車運転免許を取得する場合や自動車を改造に要する経費の一部を補助します。〕	次の者が必要と認められる者 【免許取得】 町民税非課税世帯であって、身体障害者手帳3級以上の者（最大10万3千円補助） 【自動車改造】 身体障害者手帳2級以上の肢体不自由者（最大10万円補助）	—	

	事業名（事業内容）	対象者（関係分抜粋）	費用	備考
移動支援	移動支援事業 〔外出時に移動の介護を行い、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加を促します。〕	視覚障がい児、身体障害者手帳1級に該当する両上肢及び両下肢の機能の障がい有する児童、知的障がい児等	1回 80円～ (30分未満の場合)	
	重度身体障害者交通費助成事業 〔タクシーチケットを交付します。 (年間10,000円分)〕	身体障害者手帳の交付者で ①1級又は2級の下肢、体幹機能障がい者 ②1級の心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸の機能障がい者 ③1級又は2級の視覚障がい者	—	タクシーは、町内の営業車のみとなります。
交通費助成	腎臓機能障害者通院交通費補助事業 〔人工透析療法を受けている方に対して交通費を助成します。〕	道内に居住し、じん臓機能障害により身体障害者手帳の交付を受けている者で、人工透析を受けている者等 ※申請には医療機関の通院証明書が必要です。	—	※道事業
	心身障害児等通園費助成事業 〔機能回復訓練を行う施設及び社会復帰するための施設への通園費を助成します。〕	機能回復訓練を行う施設及び社会復帰するための施設への通園費を助成します。 【助成額】 自家用車 20円/km又は公共交通機関利用実費	—	
地域活動支援	地域活動支援センター事業 〔創作的活動又は生産活動等の機会を提供し、地域社会との交流促進等のための事業を行います。〕	町内に在住する障害者手帳の交付を受けている者及び精神疾患があると診断されている者等	無料	
	コミュニケーション支援事業 〔手話通訳者・要約筆記者の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。〕	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等	無料	
障害程度区分認定者補完事業	入浴サービス事業 〔機械浴室で入浴サービス（洗身・洗髪・洗顔）を実施します。〕	障害程度区分が「区分1」以上に判定された障がい者で通所介護サービスの利用が困難な者等	1回 594円～ 1,053円	入浴は、保健福祉センターなごみで実施
	介護用品費助成事業 〔介護用品費助成券を交付します。（月額5,000円以内） ※町内の指定店で使用可〕	障害程度区分が「区分5」以上の者で紙おむつ等を使用している在宅の障がい者	—	町民税所得割課税世帯は対象外となります。
	家族介護手当支給事業 〔在宅の障がい者を介護する者に、慰労のため月額1万円を支給します。〕	在宅で「区分4」以上の障がい者を介護している家族。ただし、町民税所得割非課税の者を介護する者	—	障がい者等が、月の過半の期間入院等した場合は、支給対象外となります。

（次のページにつづく）

	事業名（事業内容）	対象者（関係分抜粋）	費用	備考
権利擁護等対策	はいかい高齢者等 SOSネットワークシステム 障がい者の写真等の情報を事前に登録し、緊急時の捜索を円滑に行います。	障がいや認知症、病気等で、はいかいするおそれのある者	無料	希望があれば、情報の事前提供を行い、協力機関による地域見守りも併せて実施します。
	成年後見制度利用促進事業 成年後見の申し立てをする人がいない場合に、町が申し立てを行います。	障がいや認知症、病気等で判断能力の不十分な者で、身寄りがいないなどの理由で成年後見の申し立てをする人（配偶者、2親等以内の親族など）がいない場合	申し立て費用は町が負担（例外規定あり。）	一定条件の場合には、後見人報酬等の助成制度があります。
医療費軽減	自立支援医療・重度医療 障がいを軽くしたり、取り除いたりするための医療等の医療費給付、及び保険適用医療費の全額又は一部を助成します。	【重度医療】 ・身体障害1・2級及び3級の内部障害で手帳を所持している者 ・知的障害（療育手帳A）又はまたは重度の知的障害者と判定（診断）された児童 【自立支援医療】 身体障害者手帳を所持する、又は精神障がいのある者など	原則1割負担（月額上限額あり。）	
補助用具給付	補装具・日常生活用具 ・自助具給付等事業 各種用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。	障害者手帳を交付されている者 【主な対象品目】 補聴器、車椅子、義足、頭部保護帽、電動式たん吸引器、ストーマなど ※詳しい品目・対象者は、お問い合わせください。	原則1割負担（月額上限額あり。）	
相談日	障がい者相談日 障害に関するあらゆる相談に社会福祉士・保健師等が相談に応じます。	障がいをお持ちの方やその家族の方など 【相談日】 毎月第2木曜日10時～12時 場所：保健福祉センターなごみ	無料	
障害関係各種手当	特別児童扶養手当 障がいのある児童を養育している父母等に障害の状況により、手当が支給されます。	○療育手帳をお持ちの方（おおむねIQ50以下） ○身障手帳をお持ちの方（おおむね1級から3級） 【4月・8月・12月支給】 ・1級 月額50,400円 ・2級 月額33,570円	—	道制度 ※20歳まで
	障害児福祉手当 在宅の重度障がい児の方にその障害により生じる特別の負担の一助として手当が支給されます。	○最重度（IQ20以下）の知的障がいの方 ○重度（おおむねIQ35以下）の知的障がいとしんだんされ、他に身体障がい（身障手帳1級～2級）がある方 【5月・8月・11月・2月支給】 ・月額14,280円	—	道制度 ※20歳まで
	特別障害者手当 重度の障がいの方に、その障害により生じる特別の負担の一助として手当が支給されます。	○療育手帳Aをお持ちの方（おおむねIQ35以下）で他に重度身体障害があり介助を必要とする方 ○障害のため寝たきりで全介助を受けている方など 【5月・8月・11月・2月支給】 ・月額26,260円	—	国制度 ※20歳以上

※各手当には所得制限により支給停止又は一部支給等があります。

※各手当は、申請月の翌月分から支給の対象となります。
 申請及び書類整備が遅れた場合には、経過月分は受給できませんので注意してください。

	事業名(事業内容)	対象者(関係分抜粋)	費用	備考
自動車関係	自動車取得税免除 (障がいのある方のために使用する自動車で、一定の要件に当てはまるものは、取得税免除を受けることができます。)	【要件】 ○障がい者が自動車を所有(取得)・運転する場合 ○障がい者の方と生計を同じくする方が自動車を所有(取得)する場合又は運転する場合など 【免除台数】 ○障がい者1人につき1台まで	—	詳しい適用の要件、障害等級等についてはお問い合わせください。
	自動車税・軽自動車税減免 (障がいのある方のために使用する自動車等で、一定の要件に当てはまるものは、自動車税等の減免を受けることができます。)	【対象範囲】 ○身体障害者手帳1級から3級(一部6級まで可)の方 ○療育手帳A又はBの方 ○精神障害者保健福祉手帳1級から3級の方		

【難病患者事業】

	事業名(事業内容)	対象者(関係分抜粋)	費用	備考
居宅生活支援事業	ホームヘルプサービス事業 (ホームヘルパーを派遣し、日常生活の援助を行います。)	難病により日常生活を営むのに支障があり、ホームヘルパーを必要とする難病患者等	1時間当たり 0円~950円	費用は所得状況による
	日常生活用具給付等事業 (日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。)	難病により日常生活を営むのに支障があり、日常生活用具給付等を必要とする難病患者等	0円~全額	費用は所得状況による
医療費助成	特定疾患医療費助成 (特定疾患の治療に必要な医療費を助成します。) 【都道府県事業】	次のすべての要件に該当する者。ただし、ほかの法令により医療給付が行われている者を除きます。 ・北海道内に住民登録されている者 ・医療機関等において、対象疾患の治療を行っている者	病状及び所得状況により、自己負担の月額限度額を決定します。	【お問い合わせ】 帯広保健所 新得支所 0156-64-5104

※各サービスを利用する場合は、町税を完納していること。

※その他各交通機関の料金割引、税の減免等があります。詳しくは下記までお問い合わせください。

	事業名	事業内容	備考	
主な障害者自立支援サービス	ホームヘルプ(訪問介護)	ホームヘルパーが居宅を訪問し、調理、洗濯などの生活援助や身体介護を受けられます。	障害者自立支援サービスを利用するためには、認定を受ける必要があります。	
	ショートステイ(短期入所)	福祉施設等に短期間入所して日常生活上の支援を受けられます。		
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。		
	生活介護(介護保険デサービス類似事業)	昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。		
	施設入所	グループホーム・ケアホーム	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等(相談や日常生活上の援助)を行います	介護・就労の相談、お問い合わせは、福祉係まで
		施設入所	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
就労	就労支援(就労移行・就労継続)	本人の状況に応じて、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。		

※施設入所に関する相談は、下記にご相談ください。

お問い合わせ先 新得町役場保健福祉課(保健福祉センターなごみ内)
電話番号 0156-64-0533 福祉係(内線222)

